

東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業団地における犯罪の誘発及び事故防止を図るため、企業団地組合等が行う防犯灯の設置費の一部を補助することにより、企業団地における治安向上ならびに治安向上に伴う産業振興を図ることを目的とする。

(補助金等交付規則の遵守)

第2条 補助金の交付に当たっては、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の定めるところに従い、これを行わなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業団地

東大阪市内で一定の規模及び地理的まとまりを有し、生産、営利等の目的で、事業所を集団化した企業群をいう。

(2) 企業団地組合等

企業団地を構成する企業によって組織され、共通の利益の促進、地域自治等を目的とする団体をいう。

(補助対象)

第4条 補助金の交付対象は、企業団地組合等が設置する防犯灯に要する費用について、予算の定める範囲内において交付するものとする。

(補助金の算定方法等)

第5条 防犯灯設置に対して交付する補助額は、1灯当たり設置費用合計額の2分の1とする。また、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、防犯灯の設置については、1灯当たり15,000円を補助限度額とし、1企業団地組合等あたりの補助台数を10台までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金交付申請書（様式第1）を、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 役員等名簿（様式1-2）
- (2) 防犯灯設置予定明細書（様式第2）
- (3) 防犯灯設置場所見取図（様式第3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、申請者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）である場合を除き、補助金を交付することが適当と認めたときは、東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

2 市長は、必要があると認めるときは、申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金不交付決定通知書（様式第4-2）により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の通知の内容により難いと認めるときは、文書で補助金の申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により、申請の取下げがあったときは、当該補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（内容の変更）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、事前に市長に報告し、必要のある場合は東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金変更交付申請書（様

式第5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、設置場所の変更等軽易な変更で、あらかじめ市長が認めたものについてはこの限りでない。

2 前項に規定する変更交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 防犯灯設置変更予定明細書(様式第6)

(2) 防犯灯設置変更場所以見取図(様式第7)

(3) 変更後の費用の見積明細書の写し

(補助金の変更交付決定)

第10条 市長は、補助金を変更交付することが適当であると認めたときは、東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金変更交付決定通知書(様式第8)により変更申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了後30日以内に東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金実績報告書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、防犯灯設置完了明細書(様式第10)を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金確定通知書(様式第11)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、東大阪市内の企業団地における防犯灯設置費補助金交付請求書(様式第12)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、補助金の交付の請求があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

(3) 暴力団等であることが判明したとき。

(4) その他、この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定の取り消しをした場合において、既に補助金を交付しているときは、その取り消しに係る補助金の返還を命ずることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第15条 補助事業者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補助事業の明示)

第16条 防犯灯設置にかかる事業広報に当たり、東大阪市補助事業の表示を行なうこと。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。